

## 浜松市リノベーション事業に関するアドバイザー派遣運用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市中心部等に存する空き家、空き床又は空き地（以下、「空き家等」という。）の有効活用を図るリノベーション事業を促進するための支援としてのアドバイザー派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市中心部等 浜松市中心市街地活性化基本計画（平成27年1月22日内閣総理大臣認定）において認定された別図の区域及び市長が特に認める区域
- (2) 派遣対象者 次に掲げるもののうち、いずれかに該当するもの
  - ア 市中心部等に存する空き家等の有効活用を図るリノベーション事業を行うもの
  - イ 市中心部等に存する空き家等を所有又は管理し、有効活用を図るリノベーション事業を行うものに貸し出す意思のあるもの
- (3) アドバイザー リノベーションスクール@浜松の講師を2回以上経験し、かつ浜松市内に居住する者で第3条第2項の規定による登録の決定を受けたもの

### (アドバイザーの登録)

第3条 アドバイザーの登録を受けようとする者は、アドバイザー登録申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項のアドバイザーの登録を適当と認めたときは、申請者をアドバイザーとして名簿に登録するとともに、当該申請を行った者に対し、その旨をアドバイザー登録決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により、アドバイザーの登録を不適当と認めたときは、当該申請を行った者に対し、その理由を付してアドバイザー非登録決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

### (登録の有効期間)

第4条 アドバイザーの登録の有効期間は、登録を決定した日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

### (登録の更新)

第5条 前条の有効期間は、アドバイザーから登録の取消しの申出がなければ、自動的に3年間延長し、以後この例によるものとする。

### (登録事項の変更)

第6条 アドバイザーは、登録の内容に変更が生じたときは、アドバイザー登録内容変更届出書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

(登録の取り消し)

第7条 市長は、アドバイザーが、業務を遂行することができないと認めるとき又は不誠実な行為のあったときは、登録を取り消すことができる。

(アドバイザーの業務内容)

第8条 アドバイザーは、第12条の規定によりアドバイザーを派遣することが決定した派遣対象者に対し、空き家等の活用に関する助言を行う。

(派遣の期間及び回数)

第9条 市長は、派遣対象者に対し、申請年度内に2回を限度としてアドバイザーを派遣することができる。

(派遣の依頼)

第10条 アドバイザーの派遣を希望する派遣対象者は、市長に対し、アドバイザー派遣依頼書(第5号様式)及び次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 対象となる建築物の不動産登記簿謄本又は固定資産税納税通知書の写し
- (2) 対象となる空き家等の現況写真
- (3) 前各号に掲げる物のほか、市長が必要と認める書類

(欠格要件)

第11条 次の各号に該当するものは、アドバイザーの派遣を受けることができない。

- (1) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法若しくはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)の規定による無差別大量殺人行為を行った団体又はこれらの団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体若しくは個人
- (2) 市税の滞納があるもの
- (3) 既に派遣を受けた者と同一性が認められるもの
- (4) 前各号に定めるもののほか、その者にアドバイザーの派遣を行うことがこの派遣の趣旨に反し、又は不適當であると市長が認めるもの

(派遣の決定)

第12条 市長は、第10条の規定による依頼書を受理した場合においては、速やかにその内容、事業実現可能性を審査し、必要に応じて現地調査、派遣対象者へのヒアリング等を行った上で予算の範囲内においてアドバイザーの派遣の可否を決定するものとする。

(派遣の条件)

第13条 市長は、前条の規定によりアドバイザーの派遣を決定した場合は、派遣対象者に対し、派遣の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(派遣対象者への決定通知)

第14条 市長は、第12条の規定によりアドバイザーを派遣することを決定した場合は、派遣対象者に対し、その決定の内容及び前条の規定により条件を付した場合はその条件等をアドバイザー派遣決定通知書（第6号様式）により、通知するものとする。

2 市長は、第12条の規定によりアドバイザーを派遣しないことを決定した場合は、派遣対象者に対し、その理由を付してアドバイザー非派遣決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（変更届）

第15条 第12条の規定によりアドバイザーの派遣の決定を受けた派遣対象者は、第10条の規定により提出した書類の記載事項に変更があった場合は、市長に対し、速やかにアドバイザー派遣変更届出書（第8号様式）により変更の内容を届け出なければならない。

（アドバイザーへの依頼）

第16条 市長は、第12条の規定によりアドバイザーを派遣する場合は、当該アドバイザーに対し、派遣の目的、日時、報酬額等を記載したアドバイザー業務依頼書（第9号様式）により依頼するものとする。

（実績報告）

第17条 アドバイザーの派遣を受けた派遣対象者は、派遣実施後市長に対し、速やかにアドバイザー派遣実績報告書（第10号様式）を提出しなければならない。

（業務報告）

第18条 第16条の規定により派遣の依頼を受けたアドバイザーは、本市と密接に連絡、調整して業務を行うものとし、派遣完了時には市長に対し、アドバイザー派遣業務完了報告書（第11号様式）を提出しなければならない。

（派遣に要する費用）

第19条 アドバイザーの派遣に要する費用は、当該アドバイザーと協議の上予算の範囲内においてその額を決定するものとし、市が負担するものとする。

（守秘義務）

第20条 派遣されたアドバイザーは、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

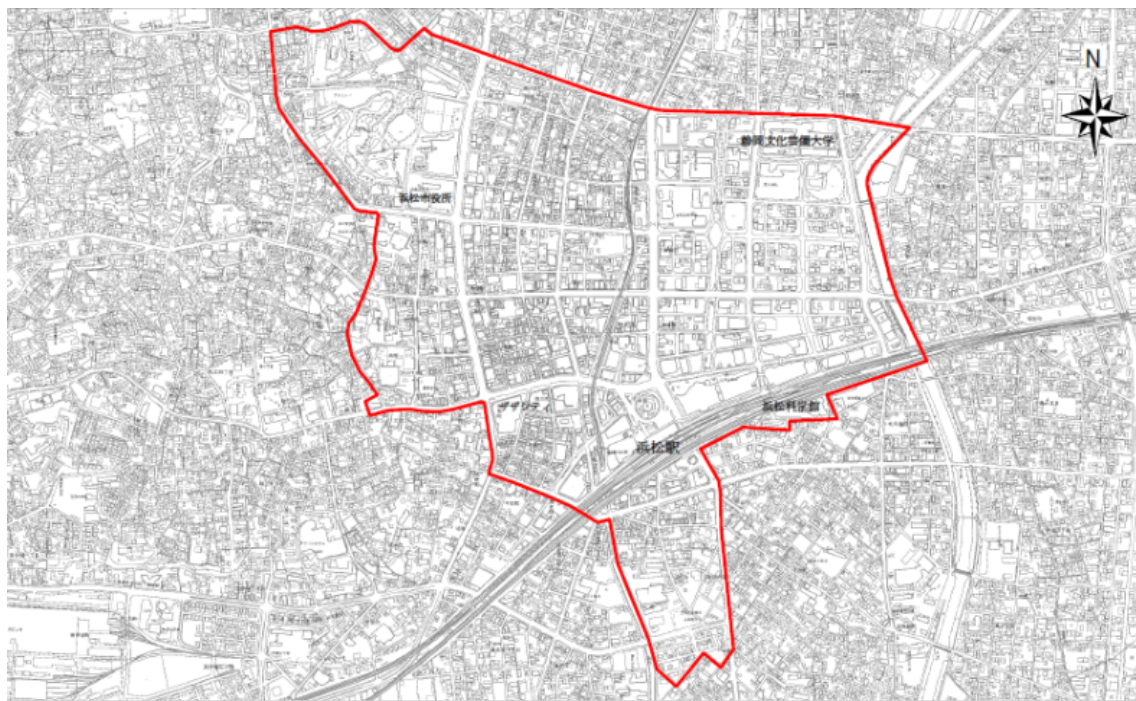
この要綱は、令和3年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月26日から施行する。

別図（第2条関係）

平成27年1月22日内閣総理大臣認定「浜松市中心市街地活性化基本計画認定区域」  
220ha



(第1号様式) 第3条第1項関係

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者

(署名又は記名押印)

アドバイザー登録申請書

浜松市リノベーション事業に関するアドバイザー派遣運用要綱第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申請するにあたり、業務の遂行上知り得た秘密を漏らさないことを誓約します。

氏名	
連絡先	住所： 電話・FAX番号： メールアドレス：
プロフィール（経歴、実績等）	※このプロフィールは浜松市のホームページ等で公開されます。
備考	

(第2号様式) 第3条第2項関係

浜産振商第 号  
年 月 日

(アドバイザー氏名) 様

浜松市長

(公印省略)

アドバイザー登録決定通知書

浜松市リノベーション事業に関するアドバイザー派遣運用要綱第3条第2項の規定により、 年 月 日付けで申請のありましたアドバイザーの登録について、次のとおりアドバイザーの登録を決定しましたので通知します。

記

アドバイザー氏名	
登録期間	年 月 日 ~ 年 月 日

(第3号様式) 第3条第3項関係

浜産振商第 号  
年 月 日

(申請者名) 様

浜松市長

(公印省略)

アドバイザー非登録決定通知書

浜松市リノベーション事業に関するアドバイザー派遣運用要綱第3条第3項の規定により、 年 月 日付けで申請のありましたアドバイザーの登録について、次のとおりアドバイザーを登録しないことを決定しましたので通知します。

申請者名	
登録しない理由	
備考	

(第4号様式) 第6条関係

年 月 日

(あて先) 浜松市長

(アドバイザー氏名)

(署名又は記名押印)

アドバイザー登録内容変更届出書

浜松市リノベーション事業に関するアドバイザー派遣運用要綱第6条の規定により、  
年 月 日付けで提出した申請書の記載事項について、変更があったので次のとおり  
届け出ます。

アドバイザー氏名	
変更内容	



(第5号様式) 第10条関係

年 月 日

(あて先) 浜松市長

派遣対象者

(代表者名)

(署名又は記名押印)

アドバイザー派遣依頼書

浜松市リノベーション事業に関するアドバイザー派遣運用要綱第10条の規定により、  
次のとおり依頼します。

依頼するにあたり、下記の誓約事項に相違はありません。

派遣対象者名 (代表者名)	
連絡先	住所： 電話・FAX番号： メールアドレス： 担当者名：
派遣希望日時・場所	日時： 場所：
派遣希望理由・内容	
派遣を希望するアドバイザー氏名	※別紙アドバイザー一覧から選択すること
参加予定人数	
備考	

誓約事項	<p>アドバイザーの派遣を依頼するにあたり、以下の内容について該当しないことを誓約します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法若しくはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定による無差別大量殺人を行った団体又はこれらの団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体若しくは個人ではありません。</li> <li>・市税の滞納はありません。</li> <li>・既に派遣を受けた者と同一性が認められるものではありません。</li> </ul>
------	--

申請者が、浜松市リノベーション事業に関するアドバイザー派遣運用要綱第10条の規定により、アドバイザー派遣申請書を提出することに同意します。

(所有者又は管理者)

署名又は記名押印

※申請者が第2条第1項第2号アに該当する場合、対象となる建築物の所有者又は管理者の同意を得てください。

(第6号様式) 第14条第1項関係

浜産振商第 号  
年 月 日

(派遣対象者)

(代表者名) 様

浜松市長

(公印省略)

アドバイザー派遣決定通知書

浜松市リノベーション事業に関するアドバイザー派遣運用要綱第14条第1項の規定により、 年 月 日付けで依頼のありましたアドバイザーの派遣について、次のとおりアドバイザーの派遣を決定しましたので通知します。

派遣対象者名 (代表者名)	
派遣日時・場所	日時： 場所：
派遣アドバイザー	
派遣の条件	
備考	

(第7号様式) 第14条第2項関係

浜産振商第 号  
年 月 日

(派遣対象者)

(代表者名) 様

浜松市長

(公印省略)

アドバイザー非派遣決定通知書

浜松市リノベーション事業に関するアドバイザー派遣運用要綱第14条第2項の規定により、 年 月 日付けで依頼のありましたアドバイザーの派遣について、次のとおりアドバイザーを派遣しないことを決定しましたので通知します。

派遣対象者名 (代表者名)	
派遣しない理由	
備考	

(第8号様式) 第15条関係

年 月 日

(あて先) 浜松市長

派遣対象者

(代表者名)

(署名又は記名押印)

アドバイザー派遣変更届出書

浜松市リノベーション事業に関するアドバイザー派遣運用要綱第15条の規定により、  
年 月 日付で提出した依頼書等の記載事項について、変更があったので次のとおり届け出ます。

派遣対象者名 (代表者名)	
変更内容	

(第9号様式) 第16条関係

浜産振商第 号  
年 月 日

(アドバイザー氏名) 様

浜松市長

(公印省略)

アドバイザー業務依頼書

浜松市リノベーション事業に関するアドバイザー派遣運用要綱第16条の規定により次のとおりアドバイザー業務を依頼します。

派遣対象者名 (代表者名)	
派遣日時・場所	日時： 場所：
派遣の目的	
業務の内容	
報酬額	
備考	

(第10号様式) 第17条関係

年 月 日

(あて先) 浜松市長

派遣対象者  
(代表者名)

アドバイザー派遣実績報告書

浜松市リノベーション事業に関するアドバイザー派遣運用要綱第17条の規定により、  
年 月 日付けで決定を受けたアドバイザーの派遣実績について、次のとおり報告し  
ます。

派遣対象者名 (代表者名)	
派遣日時・場所	日時： 場所：
アドバイザー名	
参加者数	
概要	
備考	

(第11号様式) 第18条関係

年 月 日

(あて先) 浜松市長

(アドバイザー氏名)

アドバイザー派遣業務完了報告書

浜松市リノベーション事業に関するアドバイザー派遣運用要綱第18条の規定により、  
年 月 日付けで依頼を受けたアドバイザーの派遣業務について、次のとおり報告し  
ます。

派遣対象者名 (代表者名)	
派遣日時・場所	日時： 場所：
参加者数	
概要	
今後の活動に ついでの見通し	
備考	

※本業務において作成した書類を添付する。